

令和 4 年 3 月 31 日
消 防 庁

消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見公募の結果及び改正政令等の公布

消防庁は、消防法施行令の一部を改正する政令（案）等の内容について、令和 4 年 2 月 17 日から令和 4 年 3 月 18 日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、4 件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「消防法施行令の一部を改正する政令」等を公布しましたのでお知らせします。

1 主な改正内容

以下の事項について措置を行うため、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）の改正及び畜舎等に係る基準の特例の細目の制定を行うものです。概要については、別紙 2 を御覧ください。

- （1）畜舎等における消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の特例に関する事項
- （2）消防設備士免状・危険物取扱者免状の写真に関する事項

2 意見公募の結果

消防法施行令の一部を改正する政令（案）、消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）、畜舎等の基準の特例の細目（案）の内容について令和 4 年 2 月 17 日から令和 4 年 3 月 18 日までの間、意見を公募したところ、4 件の御意見がございました。

いただいた御意見及び御意見に対する総務省の考え方の詳細は、別紙 1 のとおりです。

3 政令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、「消防法施行令の一部を改正する政令」、消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」及び「畜舎等の基準の特例の細目」を令和 4 年 3 月 31 日に公布しました。



（事務連絡先）

消防庁予防課 小林課長補佐、中村

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

【消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
No.1	<p>・畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号)第63条第2号において、「通常時において、午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数が0であること」が利用基準として定められている。令和4年3月7日付け「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行について(技術的助言)」において、やむを得ない場合とは、家畜の分娩介助等の待機時間に意図せず短時間仮眠をとった場合に利用基準違反に問わない趣旨で規定されている。消防法においても、仮眠についての取扱いを示していただきたい。</p> <p>・畜舎等に係る基準の特例の細目(案)(以下「告示(案)」という。)第3第2号では、同第3号のように「当該部分に面する通路の用に供する部分を含む」の規定が無いが、消火器具については飼養・処理・保管のために移動する通路については設置が求められるのか。</p> <p>・消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)第1条中消防法施行規則第32条の3第2項第2号に定める「収容人員」はどのように算定されるのか。</p> <p>・誘導標識については、避難上又は消火活動上有効な開口部を有する階(無窓階以外の階)についても設置が必要である。概要資料には、規則第5条の3におけるについては緩和されることが記載されているが、告示(案)第3第4号からは、無窓階以外の階が対象外となることが読み取れないのではないかと。</p>	<p>・畜舎等に係る基準の特例の細目(令和4年消防庁告示第2号)における「仮眠その他の就寝の用に供する部分」が存しないこととは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第32条の3第1項第1号の「防火上及び避難上支障がないものとして消防庁長官が定める基準」のうち、畜舎等に居室が存する場合に、当該居室が満たすべき要件の1つとして示しているものであり、仮眠その他の就寝の用に供することを目的として設けられた居室のほか、当初は他の目的で利用するために設けられた居室であるものの、当該居室を使用していく過程で仮眠その他の就寝の用に供することが常態化した居室が該当するものです。</p> <p>・通路部分については、専ら家畜の飼養又は家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する部分に該当しないため、消火器具の設置が必要となります。</p> <p>・収容人員については、規則第1条の3に定める方法により、算定されます。</p> <p>・誘導標識については、規則第32条の3第2項第1号、第2号及び第3号において、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第26条(無窓階以外の階にあっては、同条第1項第4号を除く。)を除く令第2章第3節第2款から第6款までの規定は適用しないとされているため、無窓階以外の階にあっては、誘導</p>	無

	【日本 ERI 株式会社】	標識の設置は要しないこととなります。	
No.2	<p>・今回の改正案については概ね賛成である。 しかし、畜舎においては、藁や干し草等の火災拡大に繋がりがやすい可燃物の保管が予想され、また、初期消火が遅れた場合、山林等への延焼が懸念される。過去の火災等を踏まえ、初期消火に有効である屋内消火栓設備等は必要ではないかと考える。設置不要とするのであれば、主要構造部を耐火構造もしくは準耐火構造とすることや、可燃物の保管量を一定量以下とするなどの条件を付したかどうか。</p> <p>【サンコー防災株式会社】</p>	<p>・屋内消火栓設備は、消火器具で消火できる段階を過ぎた火災を消火し、その拡大を防止するため設けるものであるところ、基準の特例を適用する畜舎等は、防火上及び避難上支障がないもの、かつ、周囲の状況から延焼防止上支障がないものであることを前提としているため、設置を要しないことと規定しています。</p>	無
No.3	<p>・告示(案)第2第1号(1)イ(イ)の「直接地上へ通じ」とは、2階が当該階のあらゆる部分から直接地上へ避難できる避難階であるということか。</p> <p>・告示(案)第2第1号(1)ロ(ロ)「各階のあらゆる部分から二以上の異なった経路」において、二以上の異なった経路は部分的に重複することは認められるか。認められる場合、重複距離は何mまでか。</p> <p>・告示(案)第2第1号(2)畜産経営の用に供される居室の定義において「畜産経営に関する執務又は飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供するものをいう。」が含まれているが、飼料等の保管のみの室は該当せず、建築基準法第2条第4号に規定する居室の一部に飼料等を保管する部分が含まれる場合をいうものと解釈してよいか。</p>	<p>・「直接地上へ通じ、又は直通階段で屋外に設けるものに通ずる出入口をあらゆる部分から容易に見とおし、かつ、識別することができるものであること。」とは、吹き抜け構造を有することにより直接地上へ通ずる避難上有効な開口部を各部分から容易に見通し、かつ、識別することができるものや、2階部分の避難上有効な開口部に屋外階段等があり、直接地上へ避難できるものが該当します。</p> <p>・原則として、二以上の異なった経路について、重複することは認められません。</p> <p>・畜産経営の用に供される居室とは、「畜産経営に関する執務又は飼料、敷料若しくは農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供するもの」であり、飼料等の保管のみの使用に供する場合や、居室の一部に飼料等を保管する場合も含まれます。</p>	無

<p>・告示(案)第2第1号(2)イ(イ)の「多数の者」とは何人程度のことをいうのか。</p> <p>・告示(案)第2第1号(2)イ(ハ)の「多量の火気」とは当該居室内の火気使用器具(電気を熱源とするものを除く)の入力の合計 350kw 以上のことでよいか。</p> <p>・告示(案)第2第2号(2)の「畜舎等の周囲6メートル以内に建築物又は工作物が存しない」について、畜舎等や周囲の建築物等が2階建ての場合は、建築基準法上の延焼の恐れのある部分と同様に周囲10mとするべきではないか。</p> <p>・告示(案)第2第2号(2)ロ「内部に人が立ち入ることのできない構造」の場合は、その構成材料、危険物の保管状況や火気使用状況によらず、畜舎等との離隔距離は必要ないということによいか。</p> <p>・特例の対象となる畜舎における消防庁長官が定める構造とは、「木造以外」について、建築基準法の主要構造部以外の部分に木材等の可燃材料を使用することは可能か。</p> <p>・特例の対象となる畜舎等において、柵等で分けられた通路の用に供する部分等は、消火器具の配置が必要であるということによいか。</p> <p>・「常時人が立ち入らない部分」には、専ら家畜の飼養又は家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する部分は含まれないと解してよいか。</p>	<p>・畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号)第63条第1号に規定する、「通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数(当該畜舎等に同時に滞在することができる者の上限をいう。)」を超える人数です。</p> <p>・お見込みのとおりです。</p> <p>・基準の特例を適用する畜舎等は、防火上及び避難上支障がないもの、かつ、周囲の状況から延焼防止上支障がないものとしていることを踏まえ、畜舎等の周囲6メートル以内としても支障がないものとしています。</p> <p>・「内部に人が立ち入ることのできない構造」とは、構造的に内部に入ることが不可能な構造であり、その他構成材料等の要件はありません。</p> <p>・お見込みのとおりです。</p> <p>・お見込みのとおりです。(家畜専用の通路となる部分は除きます。)</p> <p>・「常時人が立ち入らない部分」とは、常時人が立ち入って作業等を行う部分以外の部分であり、専ら家畜の飼養又は家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する部分において、常時人が立ち入って作業等を行う場合は、含まれません。</p>	
---	---	--

	<p>・告示(案)第3第5号の「接続部分のみで接続されている畜舎等の二以上の部分」は二層(二階建ての渡り廊下等)であっても構わないか。</p> <p>・告示(案)第3第5号(3)ハの不燃材料で造った間仕切り壁に出入口扉を設ける場合は常時閉鎖式(煙感知器連動閉鎖式)防火設備等である必要はあるか。</p> <p>・「ただし、煙が流入するおそれがない場合」とは、どのような場合が想定されるか。</p> <p>【個人】</p>	<p>・「接続部分のみで接続されている畜舎等の二以上の部分」は、基準の特例の適用対象となる畜舎等の一部であることから、規則第32条の3第1項第1号に適合する必要があります。</p> <p>消防用水の設置が求められる畜舎等(少なくとも延べ面積が5,000㎡以上のもの)の場合、規則第32条の3第1項第1号に基づく消防庁長官の定める基準により、「階数が一であること」が要件となります。</p> <p>・出入口扉に関する規定はありません。</p> <p>・直接外気に接し、常時解放された、接続部分の長辺の3分の1以上の幅で高さ1メートル以上の排煙口が屋根又はこれに類する部分に設けられていることと同等以上に煙の滞留のおそれがない場合が想定されます。</p>	
No.4	<p>・堆肥等からアルコール等が発生する可能性が考えられるため、畜舎近辺において発火の危険というものはそれなりにあるのではないかと考える。よって、過度の消火に係る規制緩和が行われる事は望ましくないと考える。</p> <p>消火器具等について設置を不要とするのは過度の規制緩和になると考えられるため、多少は残すようにするのが適切と考える。</p> <p>【個人】</p>	<p>・規則第32条の3の基準の特例は、防火上及び避難上支障がないもの、かつ、周囲の状況から延焼防止上支障がないもので、人命危険のおそれが極めて少ない畜舎等を対象としており、さらにその実態を踏まえ、適切に消防用設備等が設置されるように規定しています。なお、消火器具等の最低限必要な消火設備等については、設置が必要であることとしています。</p>	無

○提出意見数: 4件

※1 提出意見数は、意見提出者数としています。

※2 その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが2件ありました。

※3 とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約し、類似する意見を取りまとめる等の整理をしております。

消防法施行令の一部を改正する政令等について

令和 4 年 3 月
消防庁 予防課
消防庁危険物保安室

【改正概要】

消防法施行令別表第一（15）項に掲げる防火対象物のうち畜舎等について、火災予防の実態に即した適切な規制を課すため、消防用設備等の設置基準に係る規定の整備を行うほか、消防設備士免状及び危険物取扱者免状の写真の規格に関する事項について所要の改正を行うものである。

【改正法令等】

- ・ 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）
- ・ 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）
- ・ 危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危規則」という。）
- ・ 畜舎等に係る基準の特例の細目（新規制定）

1. 消防法施行令の一部を改正する政令について

【改正理由】

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、一定の要件を満たした畜舎について建築基準法の適用を除外するための所要の法整備を行うこととされたことを受け、第 204 回国会において畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号。）が制定された。

また、同計画において、「消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく各地域の規制の実態を調査し、（中略）規制の見直しを行う必要があるか検討を行う」とされたことを契機として、消防庁では、畜舎における消防法令の適用状況に係る調査を実施するとともに、「予防行政のあり方に関する検討会」の部会である「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」を開催し、技術的な検討を進めてきたところである。

その結果、実態に即して合理的で統一的な基準を定める必要があるとの結論に至ったことから、今般、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

現行の消防法令において、いわゆる畜舎等は、令別表第一（15）項に掲げる防火対象物に該当し、面積等に応じ、消火器のほか、屋内消火栓設備や屋外消火栓設備、自動火災報知設備、消防用水などの消防用設備等の設置が必要となるが、実際には、管轄消防本部の消防長・消防署長の判断により、令第 32 条の規定に基づく特例を適用し、消防用設備等の設置が免除されている例が多い（畜舎全体の 8 割弱が令第 32 条の特例適用により消火

器のみを設置) 状況である。

今般、そうした特例適用の状況等も踏まえ、政令においても、畜舎を含む令別表第一(15)項に掲げる防火対象物について、規則で定める消防用設備等の設置で足りることとする特例を定めることができることとするための規定を設けるものである。

【施行期日】

令和4年4月1日

2. 消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令について

(1) 畜舎等に係る基準の特例に関する事項

【改正概要】

「1 消防法施行令の一部を改正する政令」に基づき、畜舎のほか、当該畜舎の関連施設(※)や堆肥舎について、次の要件①②を満たす場合は、消防用設備等の設置について適用する基準の特例を定めるもの。

※ 搾乳施設及び畜舎に附随する集乳施設。

- ① 防火上及び避難上支障がないこと
- ② 周囲の状況から延焼防止上支障がないこと

<基準の特例の概要>

○ 消火器具

実態に応じて設置基準を緩和する。

現行基準	緩和基準
各部分から20メートルごとに配置する。	<u>専ら家畜の飼養又は排泄物の処理若しくは保管の用に供する部分を除く</u> 各部分から20メートルごとに配置する。

○ 屋内消火栓設備・屋外消火栓設備

現行基準	緩和基準
防火対象物の面積、階、構造等により設置する。	<u>設置を不要とする。</u>

○ 自動火災報知設備・非常警報設備

原則、設置は不要。ただし、畜産経営のための簡易な事務等を行う居室が設けられる場合において、当該部分が一定規模以上(※)となる場合は、出火の危険や避難上の支障(特に人命危険のおそれ)に鑑み、設置を必要とする。

※ 一般的な事務用途の建物において自動火災報知設備や非常警報設備の設置が必要となる規模。

	現行基準
自動火災報知設備	・延べ面積 1,000 m ² 以上のもの ・地階、無窓階又は3階以上の階で、床面積が 300 m ² 以上のもの
非常警報設備	・収容人員が 50 人以上のもの ・地階及び無窓階で、収容人員が 20 人以上のもの

※ ただし、自動火災報知設備及び非常警報設備の設置が必要となる場合であっても、実態を踏まえ、専ら家畜の飼養に供する部分には、地区音響装置の設置は要さないものとする。

○ 誘導灯・誘導標識

	現行基準	緩和基準
誘導灯	無窓階及び11階以上の部分	無窓階は、設置が必要。ただし、各部分から二方向に避難可能で、かつ、避難口を見とおし、識別できる構造を有するなど、避難が容易である場合は、設置は不要。
誘導標識	全ての防火対象物 (誘導灯の有効範囲内の部分について誘導標識を設置しないことができる。)	

○ 消防用水

畜舎等が広い敷地に存する大規模なものである場合は、設置が必要。ただし、延焼防止上の一定の条件を満たす場合は、設置基準について、以下のとおり実態を踏まえた緩和を行う。

- ① 木造以外の平屋建てで、高さが 16 メートル以下の場合は、設置基準を緩和 (5,000 m²以上→10,000 m²以上)

	現行基準	緩和基準
耐火建築物	1階及び2階の床面積の合計が 15,000 m ² 以上のもの	1階及び2階の床面積の合計が 15,000 m ² 以上のもの
準耐火建築物	1階及び2階の床面積の合計が 10,000 m ² 以上のもの	1階及び2階の床面積の合計が 10,000 m ² 以上のもの
耐火建築物、準耐火建築物以外	1階及び2階の床面積の合計が 5,000 m ² 以上のもの	1階及び2階の床面積の合計が 5,000 m ² 以上のもの <u>ただし、木造以外の平屋建てで、高さが 16 メートル以下の場合は、床面積が 10,000 m²以上のもの</u>

- ② 2以上の畜舎が接続される場合において、延焼防止上支障のない場合(※)は、別の建物とみなす。

※ 各畜舎が延焼防止上支障ない構造(可燃材料を用いない等)で、相互間の距離が 6 メートルを超え、かつ、接続部分が延焼上支障のないよう措置(不燃材で造り、可燃物を存置しない等)した場合

【施行期日】

令和 4 年 4 月 1 日

(2) 消防設備士免状及び危険物取扱者免状の写真の規格に関する事項

【改正概要】

政府の規制改革の取組において、身分証や資格試験で提出を求める写真のサイズ等の集約が推進されているところ、規則及び危規則において定められている写真のサイズについて必要な見直しを行うもの（見直し対象は以下のとおり。）。

規定	現行サイズ	改正後サイズ
消防法施行規則第 33 条の 6 第 3 項（第 33 条の 7、第 33 条の 13 で準用する場合も含む。）	上三分身像の縦 4.5 cm、横 3.5 cm	上三分身像の縦 4.5 cm、横 3.5 cm又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第 11 号）別表第一に定める要件を満たしたもの
危険物の規制に関する規則第 52 条第 2 項第 1 号（第 53 条、第 58 条で準用する場合も含む。）	上三分身像の縦 4.5 cm、横 3.5 cm	上三分身像の縦 4.5 cm、横 3.5 cm又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第 11 号）別表第一に定める要件を満たしたもの

※ 見直しはパスポート規格の写真（旅券法施行規則（平成元年外務省令第 11 号）別表第一に定める要件を満たしたもの）について追加で定めるものであり、従前の写真についても引き続き使用して差し支えない。

【施行期日】

公布の日から施行する。

3. 畜舎等に係る基準の特例の細目について

【概要】

「2（1）畜舎等に係る基準の特例に関する事項」に関連し、規則第 32 条の 3 第 2 項及び第 3 項の基準の特例を適用する畜舎等の構造等に関する基準並びに当該基準の特例の細目について定めるもの。

① 特例を適用する畜舎等の構造等に関する基準

- ・規則第 32 条の 3 第 1 項第 1 号の防火上及び避難上支障がないものについて
- ・規則第 32 条の 3 第 1 項第 2 号の周囲の状況から延焼防止上支障がないものについて

② 基準の特例の細目

- ・規則第 32 条の 3 第 3 項の規定の読み替え後の令第 27 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の消防庁長官が定める構造について
- ・規則第 32 条の 3 第 3 項の規定による読み替え後の規則第 6 条第 1 号の消防庁長官が定める部分について
- ・規則第 32 条の 3 第 3 項の規定による読み替え後の規則第 24 条第 5 号二及び第 25 条の 2 第 2 項第 1 号ハの消防庁長官が定める部分について

- ・規則第 32 条の 3 第 3 項の規定による読み替え後の規則第 28 条の 2 第 1 項第 3 号口、第 2 項第 2 号口及び第 3 項第 3 号口の消防庁長官が定める部分
- ・規則第 32 条の 3 第 4 項の消防庁長官が定める基準

【施行期日】

令和 4 年 4 月 1 日

政令第三百三十四号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「別表第一に掲げる防火対象物の道路の用に供される部分で、総務省令で定めるもの」を「次に掲げる防火対象物又はその部分」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 別表第一(十五)項に掲げる防火対象物で、総務省令で定めるもの
- 二 別表第一に掲げる防火対象物の道路の用に供される部分で、総務省令で定めるもの

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

理由

消防法施行令別表第一(十五)項に掲げる防火対象物について、火災予防の実態に即した適切な規制を課すため、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に関し特例を定めることができることとする必要があるからである。

○ 消防法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（基準の特例）</p> <p>第三十一条 別表第一(十二)項イに掲げる防火対象物で、総務省令で定めるものについては、この節の第二款に定める基準に関して、総務省令で特例を定めることができる。</p> <p>2 次に掲げる防火対象物又はその部分</p> <p>— 総務省令で特例を定めることができる。</p> <p>一 別表第一(十五)項に掲げる防火対象物で、総務省令で定めるもの</p> <p>二 別表第一に掲げる防火対象物の道路の用に供される部分で、総務省令で定めるもの</p>	<p>（基準の特例）</p> <p>第三十一条 別表第一(十二)項イに掲げる防火対象物で、総務省令で定めるものについては、この節の第二款に定める基準に関して、総務省令で特例を定めることができる。</p> <p>2 別表第一に掲げる防火対象物の道路の用に供される部分で、総務省令で定めるものについては、この節に定める基準に関して、総務省令で特例を定めることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

○総務省令第二十八号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十一条第二項第一号及び第二号並びに第三十六条の五並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三十四条の規定に基づき、消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

総務大臣 金子 恭之

消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

(畜舎等に係る基準の特例)

第三十二条の三 令第三十一条第二項第一号の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる要件を満たす畜舎等(畜舎(家畜の飼養の用に供する施設をいう。)、堆肥舎(家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設であつて、その管理について権原を有する者が畜舎の管理

[新設]

物について権原を有する者)と同一であるものに限る。及び関連施設(搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設であつて、その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同一であるものに限る。)をいう。以下同じ。)とする。

一 防火上及び避難上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

二 周囲の状況から延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

2| 前項の畜舎等については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 前項の畜舎等のうち、畜産経営に関する執務又は飼料、敷料若しくは農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供する部分(次号において「畜産経営の用に供する部分」という。)(の床面積の合計が千平方メートル以上(無窓階(令第十条第一項第五号に規定する無窓階をいう。以下同じ。))にあつては、三百平方メートル以上)のもの 令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条から令第二十二條まで、令第二十六条(無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。))及び令第二十七条を除く令第二第二章第三節第二款から第六款までの規定

二 前項の畜舎等のうち、畜産経営の用に供する部分の収容人員の合計が五十人以上(第五条の三に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階にあつては、二十人以上)のもの(前号に掲げるものを除く。) 令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条の二、令第二十二條、令第二十四条、令第二十六条(無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。))及び令第二十七條を除く令第二第二章第三節第二款から第六款までの規定

三 前項の畜舎等のうち、前二号に掲げるもの以外のもの 令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条の二、令第二十二條、令第二十六条(無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。))及び令第二十七條を除く令第二第二章第三節第二款から第六款までの規定

3| 第一項の畜舎等に対する令第二十七條第一項第一号及び第二項並びに第六條第六項第一号、第二十四條第五号二、第二十五條の二第二項第一号並びに第二十八條の二第一項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロの規定の適用については、令第二十七條第一項第一号及び第二項中「準耐火建築物」とあるのは「準耐火建築物又は延焼のおそれが少ないものとして消防庁長官が定める構造を有する建築物」と、第六條第六項第一号、第二十四條第五号二、第二

<p>十五條の二第二項第一号ハ並びに第二十八條の二第一項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロ中「各部分」とあるのは「各部分（消防庁長官が定める部分を除く。）」とする。</p> <p>4 第一項の畜舎等の二以上の部分が渡り廊下その他これに類する部分のみで接続されている場合において、延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合するときは、当該畜舎等の二以上の部分に係る令第二十七條の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなすものとする。</p> <p>（防火対象物の道路の用に供される部分に係る基準の特例）</p> <p>第三十三條 令第三十一條第二項第二号の総務省令で定める防火対象物の道路の用に供される部分は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>（免状の書換えの申請書の様式等）</p> <p>第三十三條の六 令第三十六條の五に規定する免状の書換えの申請は、別記様式第一号の四の申請書によつて行なわなければならない。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 前項の写真は、申請書提出前六月以内に撮影した正面、無帽（第三十三條の五第二項に定める免状の記載事項の変更に係る免状の書換えの申請を行おうとする者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもの又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとす。</p> <p>〔4 略〕</p>	<p>（防火対象物の道路の用に供される部分に係る基準の特例）</p> <p>第三十三條 令第三十一條第二項の総務省令で定める防火対象物の道路の用に供される部分は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>（免状の書換えの申請書の様式等）</p> <p>第三十三條の六 令第三十六條の五に規定する免状の書換えの申請は、別記様式第一号の四の申請書によつて行なわなければならない。</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 前項の写真は、申請書提出前六月以内に撮影した正面、無帽（第三十三條の五第二項に定める免状の記載事項の変更に係る免状の書換えの申請を行おうとする者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとす。</p> <p>〔4 同上〕</p>
--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第二条 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(免状の書換えの申請書の様式)</p> <p>第五十二条 令第三十四条に規定する免状の書換えの申請は、別記様式第二十三の申請書によつて行わなければならない。</p> <p>2 令第三十四条の総務省令で定める添付書類は、次の各号に掲げる書換えの事由に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 第五十一条第二項に定める免状の記載事項に変更を生じたとき 書換えの申請前六月以内に撮影した写真（正面、無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができない範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもの又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものをいう。第五十三条及び第五十七条において同じ。）</p> <p>〔二 略〕</p> <p>〔3 略〕</p>	<p>(免状の書換えの申請書の様式)</p> <p>第五十二条 令第三十四条に規定する免状の書換えの申請は、別記様式第二十三の申請書によつて行わなければならない。</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 第五十一条第二項に定める免状の記載事項に変更を生じたとき 書換えの申請前六月以内に撮影した写真（正面、無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができない範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもの、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものをいう。第五十三条及び第五十七条において同じ。）</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>〔3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中消防法施行規則第三十三条の六の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十二条の三第一項第一号及び第二号、第三項並びに第四項の規定に基づき、畜舎等に係る基準の特例の細目を次のように定める。

令和四年三月三十一日

消防庁長官 内藤 尚志

第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十二条の三第一項第一号及び第二号、第三項並びに第四項に規定する畜舎等に係る基準の特例の細目を定めるものとする。

第二 特例を適用する畜舎等

一 規則第三十二条の三第一項第一号の防火上及び避難上支障がないものとして消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

(一) 階数が一であること。ただし、延べ面積が三千平方メートル以下であり、かつ、次に掲げる要件を満たす場合は、階数を二とすることができる。

イ 二階部分が次に掲げる要件を満たすこと。

(イ) 直接地上へ通じ、又は直通階段で屋外に設けるものに通ずる出入口をあらゆる部分から容易に見とおし、かつ、識別することができるものであること。

(ロ) あらゆる部分から(イ)の出入口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

ロ 延べ面積が千五百平方メートルを超える場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(イ) 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第十条第一項第五号に規定する無窓階が存しないこと。

(ロ) 直接地上へ通じ、又は直通階段で屋外に設けるものに通ずる出入口が二以上設けられており、各階のあらゆる部分から二以上の異なった経路によりこれらの出入口のうちの二以上のもに到達しうること。

(二) 居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）が存する場合は、当該居室が畜産経営の用に供されるもの（畜産経営に関する執務又は飼料、敷料若しくは農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供するものをいう。）であつて、次のイからニまでに掲げる要件を満たすものであること。

イ 次に掲げる部分が存しないこと。

(イ) 不特定又は多数の者が利用する部分

(ロ) 仮眠その他の就寝の用に供する部分

(ハ) 多量の火気を使用する部分

ロ 居室の床面積の合計が延べ面積の二分の一未満であること。

ハ 次に掲げる構造を有するものであること。

(イ) 直接地上へ通ずる出入口を当該居室のあらゆる部分から容易に見とおし、かつ、識別できらるものであること。

(ロ) 当該居室のあらゆる部分から(イ)の出入口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

二 当該居室の管理について権原を有する者が畜舎等の管理について権原を有する者と同一であること。

二 規則第三十二条の三第一項第二号の周囲の状況から延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

(一) 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域又は同法第八条第一項第一号に規定する用途地域以外の地域に存するものであること。

(二) 畜舎等の周囲六メートル以内に建築物又は工作物が存しないものであること。ただし、当該建築物又は工作物が次のいずれかの要件を満たす場合は、この限りでない。

イ 不燃材料で造られたものであること。

ロ 内部に人が立ち入ることのできない構造となっているものであること。

第三 畜舎等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例の細目

一 規則第三十二条の三第三項の規定による読み替え後の令第二十七条第一項第一号及び第二項の消防庁長官が定める構造は、次のとおりとする。

(一) 木造以外の平屋建てであること。

(二) 高さが十六メートルを超えるものでないこと。

二 規則第三十二条の三第三項の規定による読み替え後の規則第六条第六項第一号の消防庁長官が定める部分は、専ら家畜の飼養又は家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する部分とする。

三 規則第三十二条の三第三項の規定による読み替え後の規則第二十四条第五号ニ及び第二十五条の二第二項第一号ハの消防庁長官が定める部分は、専ら家畜の飼養の用に供する部分（当該部分に面する通路の用に供する部分を含む。）とする。

四 規則第三十二条の三第三項の規定による読み替え後の規則第二十八条の二第一項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロの消防庁長官が定める部分は、次に定める構造を有する畜舎等のうち、常時人が立ち入らない部分とする。

(一) 直接地上へ通じ、又は直通階段で屋外に設けるものに通ずる出入口が二以上設けられてお

り、各階のあらゆる部分から二以上の異なった経路によりこれらの出入口のうち二以上のものに到達しうること。

(二) 畜舎等のあらゆる部分から(一)の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるものであること。

五 規則第三十二条の三第四項の延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

(一) 渡り廊下その他これに類する部分（以下「接続部分」という。）のみで接続されている畜舎等の二以上の部分がいずれも次に定める構造を有するものであること。

イ 主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものでないこと。

ロ 高さが十六メートルを超えるものでないこと。

(二) 接続部分のみで接続されている畜舎等の二以上の部分の相互間の距離が六メートルを超えるものであること。

(三) 接続部分が次のイからホまでの要件を満たすものであること。

イ 不燃材料で造られたものであること。

ロ 直接外気に開放されているもの又は次の要件を満たす排煙口を設けたものであること。た

だし、煙が滞留するおそれがない場合は、この限りでない。

(イ) 直接外気に接し、常時開放されたものであること。

(ロ) 屋根又はこれに類する部分に設けられたものであること。

(ハ) 接続部分の長辺の三分の一以上の幅で高さ一メートル以上であること。

ハ 接続部分と畜舎等の二以上の部分との間に不燃材料で造った間仕切壁又は規則第三十条第一号イに規定する防煙壁を設けること。ただし、煙が流入するおそれがない場合は、この限りでない。

ニ 通行又は運搬の用途にのみ供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態にあるものであること。

ホ 直径一メートル以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ七十五センチメートル及び一・二メートル以上の開口部で、規則第五条の三第二項各号に適合するもの（以下「消防活動上有効な開口部」という。）を有すること。ただし、接続部分のみで接続されている畜舎等の二以上の部分がいずれも消防活動上有効な開口部を二以上有し、かつ、直径五十センチメートル以上の円が内接することができる開口部（規則第五条の三第二項各号に適合するものに限る。）の面積の合計が当該部分の床面積の三十分の一を超えるものである場合には、この限りでない。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。